

一 議案を否決する株主総会決議について

1 最判平成 28 年 3 月 4 日金判 1490 号 10 頁、資料版商事法務 385 号 93 頁

【事実】 被告 Y 株式会社は、レストランの経営及び運営管理等を目的とする、取締役会を設置しない株式会社であり、その株主は、Z（150 株）、原告 X1（75 株）、原告 X2（75 株）の 3 名である。Z、X1、X2 はいずれも Y 社の代表権を有する取締役である。

平成 26 年 5 月 19 日、Z は、X1 X2 の両取締役を解任することを目的とする臨時株主総会を招集したが、いずれの議案も否決された。

Z は、X1 X2 の取締役解任の訴えを提起した（本件取締役解任の訴え）。

X1 X2 は、上記臨時株主総会は、取締役の過半数の同意が無く、Z が単独で開催を決定したという瑕疵があり、取り消されるべきものであるとして、本件決議取消しの訴えを提起した。本件訴えでは、原告らに訴えの利益があるかが本案前の争点となった。

【第一審福岡地判平成 26 年 11 月 28 日】

「本件株主総会における原告らの取締役解任決議が取り消されるか否かによって、本件取締役解任の訴えは、その要件（株主総会で取締役の解任議案が否決されたこと）を具備するか否かが左右される関係にある。原告らは、本件取締役解任の訴えが要件を欠くにもかかわらず提起されたものであるとして、本訴を提起しているのであるから、本件において訴えの利益は認められる」とし、決議の瑕疵を認めて訴えを認容した。

【控訴審福岡高判】

「株主総会等の決議の取消しの訴えの対象となる「株主総会等の決議」とは、第三者に対しても効力を有する決議をいうと解するのが相当であるところ、株主総会等の決議が第三者に対しても効力を有するには、形成力を生じる事項を内容とする議案が株主総会等において所定の手続を踏んで可決されることが必要である。そうすると、そのような内容の議案であってもこれが否決された場合には、当該議案が第三者に対して効力を生じる余地はないから、本件否決決議のように議案を否決する決議は、同法 831 条の「株主総会等の決議」には当たらないというべきである」として原審破棄、訴えを却下。

【最高裁判決】。

「会社法は、会社の組織に関する訴えについての諸規定を置き（同法 828 条以下）、瑕疵のある株主総会等の決議についても、その決議の日から 3 箇月以内に限って訴えをもって取消しを請求できる旨規定して法律関係の早期安定を図り（同法 831 条）、併せて、当該訴えにおける被告、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、判決の効力等も規定している（同法 834 条から 839 条まで）。このような規定は、株主総会等の決議によって、新たな法律関係が生ずることを前提とするものである。

しかるところ、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である」。

裁判官千葉勝美の補足意見がある。

2 株主の提案した決議事項が否決された場合

山形地裁平成1年4月18日判時330号124頁

「原告らが本訴において不存在の確認を求める決議は、いずれも、原告ら提案にかかる議案を否決する決議であるが、原告らは右決議が著しく不公正な手続によりなされた法律上存在しえないものであると主張しているものであり、右請求を認容する判決がなされた場合、会社は改めて株主総会を招集して当該議案を審議し、公正な方法により決議をしなければならない義務を負うものであるから、かかる公正な審議の場を求めることについて原告らに法律上の利益がないとはなし難いというべきである」。

結論に賛成、菊池和彦・ジュリスト 1041 号 106 頁

東京高判平成 23 年 9 月 27 日資料版商事法務 333 号 39 頁

原審東京地判平成 23 年 4 月 14 日資料版商事法務 328 号 64 頁

【HOYA株式会社株主総会決議取消請求事件】

「株主総会等の決議が第三者に対してもその効力を有するには、形成力を生ずる事項を内容とする議案が株主総会等において所定の手続を踏んで可決されることを要するのであり、そのような内容の議案であってもこれが否決された場合には、当該議案が第三者に対してその効力を有する余地はないから、本件各否決は、同法 831 条所定の株主総会等の決議には当たらないものというべきである」。

・株主提案に係る議案を否決する決議の無効・不存在を確認ないし取り消すことで、「会社は改めて株主総会を招集して当該議案を審議し、公正な方法により決議をしなければならない義務を負う」ことから、訴えの利益を認めることはできるか。

前掲東京高判平成 23 年 9 月 27 日は、適法に提案された議案が株主総会において取り上げられなかったとしても、原則としてこれにより他の議案に瑕疵が生じるわけではないという。

提案議案を総会にかけるべきことを求める仮処分については、総会後にこれを求める余地はなく、過去の総会において不当に提案議案が総会にかけられなかったという事実が確定するだけである。不法行為責任等の根拠とするについても敢えて決議不存在・取消し訴訟の確定を求める理由に乏しい。

・会社法 304 条但書きについて

同但書きの制限は、「否決された提案を短期間に繰り返すことが適当でないとして設けられたものであり、その趣旨を踏まえると、否決の決議が重大な瑕疵を有する手続によってされた場合は、これは再提案の制限の前提となる否決の決議にはなり得ないとして、3年間の制限は及ばず再提案ができると解釈すべき」である。（補足意見）

→川島いずみ・金判 1398 号 4 頁は、否決に至る手続上の瑕疵のゆえに総株主の議決権の 10 分の 1 以上の賛成が得られなかったことを株主が証明することはきわめて困難であり、株主が否決決議の瑕疵を立証できれば、会社は3年間の期間制限を理由として株主の再提案を拒絶できなくなる、と解釈すべきであるという。

3 その他決議の否認が法律上問題となり得る事例

・役員の解任の訴え（会社法 854 条）

会社法 304 条但書きと同様、854 条の要件の充足性の解釈の中で、否決決議の適法性を検討すればよいと考えられる。共同被告である会社および解任対象の取締役等に帰責事由がある手続きの瑕疵ないし違法によって決議が否決されたと評価できる場合に、解任の訴えの中で、適法に決議が否決されていないことを主張することは信義則上疑問

・譲渡を承認しない株主総会決議（会社法 139 条）

譲渡を承認する決議が否決されたのではなく、積極的に譲渡を承認しないという決議が成立している。普通に決議取消しの訴えの対象となり得る。

二 全部取得条項付き株式の取得決議の取消し

1 東京高判平成 27 年 3 月 12 日金判 1469 号 58 頁

【アムスク株主総会決議取消請求事件】

【事実】被告アムスク株式会社（被告会社）は、電子機器、部品その他の物品の販売を業とする株式会社であるが、創業者およびその母親のみを株主とし、他の株主を締め出すスクイズアウトを実施すべく、平成 25 年 6 月 28 日、(1)被告会社を種類株式発行会社とする定款変更議案、(2)被告会社の普通株式に全部取得条項を付することを定める株主総会の議案及び(3)同内容の種類株主総会議案、(4)上記 3 議案の成立を条件として全部取得条項付株式を取得する議案が承認可決された。正確にはこれらの議案は平成 25 年 5 月 14 日に開催された臨時株主総会の決議事項とされていたが、同臨時総会では(1)の議案が否決されたため、(2)ないし(4)の議案は審議されなかった。6 月 28 日総会では、株主提案として改めて議案が提出された。

6 月 28 日総会の決議については、東京地判平成 26 年 4 月 17 日金判 1444 号 44 頁は、種類株主総会において基準日の設定が適法になされていないことを理由に種類株主総会の決議を取り消した。

これに先立ち、被告会社の株式は、平成 25 年 7 月 17 日、6 月 28 日総会の各決議を前提

として、JASDAQスタンダード市場での上場が廃止され、続けて同決議の定款変更の効力発生日の定め及び本件種類株式の取得日の定めにより、平成25年7月22日、被告会社が本件種類株式の全部を取得し、これと引換えに本件種類株式の株主は、1株につき101万分の1株の割合でA種種類株式を交付された。これによりA種種類株式の株主は、創業者およびその母親のみとなった（会社法234条）。

前掲東京地裁平成26年4月17日判決の控訴審が係属中の平成26年7月4日、被告会社は、平成25年7月21日の最終の株主名簿に記載された者が株主であることを前提として、株主総会を開催し、6月28日総会および同種類株主総会の議案を追認する決議を可決した。

そこで被告会社は、前記追認決議の成立により、本件訴えの利益が失われたと主張した。

なお原告Xらは、平成26年10月3日付で、本件再株主総会における決議がいずれも無効又は不存在であることの確認を求める（予備的に取消しを求める）訴えを東京地方裁判所に提起した（東京地判平成27年3月16日判時2272号138頁認容）。

【判旨1】「全部取得条項付株式による取得の対価の交付として行う新株の発行も法828条1項2号の「株式会社の成立後における株式の発行」に当たるから、公開会社である被告会社によるA種種類株式の発行の無効を主張するには、その効力が生じた平成25年7月22日から6か月以内に当該株式発行の無効を訴えをもって請求しなければならない（会社法828条1項）ところ、上記期間内に上記株式について株式発行の無効の訴えは提起されていない。したがって、上記期間の経過により、一般にその無効を主張することは許されないこととなったものである。

また、株式発行に関する株主総会特別決議の取消訴訟の係属中に株式が発行された場合には、訴えの利益が消滅すると解されている（最判昭和37年1月19日民集16巻1号76頁参照）。

しかし、上記のとおり、既にA種種類株式の発行について無効を主張し得ない段階に至っていても、本件全部取得議案の議決取消判決により、全ての普通株式に全部取得条項を付し、1審被告が全ての本件種類株式を取得する部分の限度では遡及的に決議の効力が失われると解する余地があり、また、本件全部取得議案は、定款変更の形式をとるものであって、定款変更は上記平成25年7月22日の本件種類株式の全部取得をもって1回的に効力が消滅するのではなく、その後も変更後の定款として効力を有するから、少なくともその限りにおいて上記決議の取消しを求める訴えの利益は消滅しないというべきである」。

【判旨2】「株主総会決議に取消事由があるが、無効であるとまではいえない場合、当該決議を取り消す判決が確定するまでは当該決議は有効のものとして取り扱われるべきである。したがって、後記のとおり6月28日種類株主総会の決議が無効であるとは認められない以上、株主として本件再株主総会の招集通知を受け、これに出席した者は、株主の地位にないといわざるを得ないから、本件再株主総会の決議は、株主総会の決議としての効力を有しないというべきである。本件6月28日種類株主総会の決議について取消判決が確定すれば、1審被告による取得前の株主が遡及的に株主の地位を回復すると解し得るとして

も、そのような可能性を有するにすぎない者が構成する株主総会なるものを会社関係法令が意思決定機関として許容し、規律の対象としているとは解し難く、取消事由のある株主総会決議を追認する限度でその存在を容認すべき法的根拠もない。」

【判旨3】「6月28日種類株主総会決議に決議の取消事由たる瑕疵があることを理由に本件再株主総会の決議をもって6月28日種類株主総会決議を追認するということは、平成26年7月4日にされた本件再株主総会の決議の効力を6月28日種類株主総会決議の時点まで遡及させるということにはかならない。しかし、株主総会決議の効力を遡及させることによって、法令により保護されている関係者の手続上の権利利益が害されるときは、その遡及的効力を認めることはできないと解すべきである。

これを本件についてみると、本件再種類株主総会の決議で可決された本件再種類株主総会の第1号議案の内容は、6月28日種類株主総会における決議を追認するというものであるが、その意味するところは、本件再種類株主総会決議によって、平成25年6月28日時点で本件全部取得議案が承認されたものとするということである。

しかし、この場合、平成25年6月28日時点で普通株式を有する種類株主は、本来、全ての普通株式に全部取得条項をつける定款変更をするか否かの意思決定ができるほかに、仮に採決によって自己の意見が通らなかったとしても、全部取得決議による取得日までの間に、自己の保有する株式を他に譲渡したり、裁判所に取得価格の決定を申し立てるなどの手続を執ることができたところ、取得日とされる日よりも後に行われた決議によって遡って当該種類株式に全部取得条項を付加する定款変更を承認することは、これらの反対株主等の手続保障を奪うことになる。したがって、本件において、6月28日種類株主総会が開催された時点の株主と、本件再株主総会開催時点での株主が全く同一であるとか、平成25年6月28日時点での全ての本件種類株主に全部取得条項付種類株式の取得に関する決定に係る反対株主等の手続保障が尽くされていたことが認められるとかの特別の事情がない限り、本件再株主総会決議の効力を6月28日種類株主総会の日まで遡及させることは許されないというべきである。」

2 判旨1について

- ・全部取得条項付株式の取得決議は、普通株式の取得と本件A種類株式の発行の効力が一体として生じる。新株発行とは別に、取得のみを遡及的に無効とすることが適切か。
→吉本健一・金商1478号5頁「全部取得条項付株式の取得とその対価株式の発行とは少数派株主のスクイズアウトという組織的行為における表裏一体の行為であり、一方の効力は他方の効力と一体的に処理されるべき」であり、「スクイズアウトの効力発生後は、全部取得に関する総会決議取消訴訟の訴えの利益は消滅し、全部取得の対価株式の発行につき株式発行無効訴訟を提起しなければ全部取得行為についても無効を主張することはできないと解すべきである」。
- ・東京高判平成22年7月7日金判1347号18頁、資料版商事法務318号170頁

【日本高速物流株式会社事件】

「全部取得条項付種類株式の会社による強制取得を無効にするのに、新株発行無効の訴が必要であることの論拠が明らかでない。決議に瑕疵がある場合には取り消すのが原則であり、表裏一体というだけでは、論拠として十分であるとはいえない。発行された新株の取引の安全を考慮する必要がある新株発行の効力の問題と異なり、会社が強制的に取得した全部取得条項付種類株式を、定款変更決議の取消判決確定を理由に旧普通株式に戻した上で、取得決議の取消判決確定を理由に会社から株主に返還するという作業をするのに、取引の安全を考慮する必要性は乏しい。

旧普通株式を全部取得条項付種類株式に転換する旨の定款変更が無効とされ、旧普通株式が株主に復帰し、他方において新株も有効と扱われると、新株は、会社への出資の裏付けがなく、かつ、定款に定めのない種類の株式となる。しかしながら、このような事態は、発行手続に瑕疵があるにもかかわらず、代表取締役により発行されてしまった新株が、有効と扱われる場合にも生じ得ることであり、取消事由のある決議は取り消すという原則を覆すほどの事情であるとはいえない。」

- ・全部取得の遡及的無効を株式発行と切り離して考える場合でも、定款に記載のない株式については株式発行不存在確認の訴えが認められないか。
- ・平成 26 年改正により、全部取得の差止めが認められる以上（会社法 171 条の 3）、全部取得の効力発生後は新株発行の無効の訴えのみが認められると解する余地はないか。

3 判旨 2 について

- ・「取消訴訟が確定すれば株主の地位を回復する者」が現に決議取消しの訴えの原告となることを認めている以上、このような株主が取消訴訟の確定を条件として、追認決議を行う余地はないのか。

4 判旨 3 について

- ・追認決議は、取消訴訟の判決の確定の日を取得日としている。
- ・最判平成 4 年 10 月 29 日民集 46 巻 7 号 2580 頁【ブリジストン事件】

被上告会社(ブリジストン)の退任取締役及び退任監査役に退職慰労金を贈呈する旨の決議が説明義務違反を根拠として取り消されたところ、ブリジストンは翌年の総会で同一の議案を可決させ、第二の決議は、第一の決議の取消しが万一確定した場合、さかのぼって効力を生ずるものとされていた。

「本件においては、仮に第一の決議に取消事由があるとしてこれを取消したとしても、その判決の確定により、第二の決議が第一の決議に代わってその効力を生ずることになるのであるから、第一の決議の取消しを求める実益はなく、記録を検討しても、他に本件訴えにつき訴えの利益を肯定すべき特別の事情があるものとは認められない。」

→退職慰労金の支払いについては、追認決議時点の株主によって追認決議がなされても、

当初の決議時点の株主の利益を害するとは考えられないと思われる。これに対して、スクイズ・アウトで用いられ得る全部取得条項付株式の取得や株式併合では、遡及的な追認決議が少数株主の利益を害するおそれが高い。

5 全部取得の後の組織再編について

- ・前掲東京高判平成 22 年 7 月 7 日は、全部取得の後に組織再編が行われた場合にも、全部取得決議の取消しによって株主の地位を回復する者が会社法 828 条 2 項 7 号等の「株主」とであると認め、合併無効の訴えが提起されている限りで取得決議の取消しを求める訴えの利益を維持する。逆に合併無効の訴えが提起されていない場合には、株主の地位を回復する余地が無いとして、取得決議の取消しの訴えの利益を否定する。
同旨大阪地判平成 24 年 6 月 29 日金判 1399 号 52 頁【吉本興業事件】
- ・上記のように解するときには、合併無効の訴えには遡及効がないことから、判決確定前になされる新たな組織再編を阻止する余地がないことが指摘されていた。
- ・この点については平成 26 年改正により組織再編の差止めが認められており（会社法 784 条の 2）、取得決議の取消しを認める判決の確定により株主の地位を回復する者を「株主」と認めて差止め請求を認めることで一部解決できると思われる。
- ・いずれにせよ仮処分で組織再編を止めることができるのは、瑕疵の内容が「疎明」しうる程度に明確な場合。